

よくあるご質問

Q1 自覚症状はありませんが、新型コロナウイルス「陽性」と判定されました。傷病手当金は申請できますか？

A1 自覚症状の有無を問わず、被保険者が新型コロナウイルス「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は、傷病手当金の申請ができます。（給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません）

Q2 濃厚接触者になった場合、傷病手当金は申請できますか？

A2 被保険者本人に自覚症状がなく、家族等が感染し濃厚接触者になった場合は、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金の対象とはなりません。

Q3 医師の証明は必要ですか？

A3 当面の間、不要です。

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を踏まえ医療機関のひっ迫回避に向けた対応として、傷病手当金支給申請書4ページ目「療養担当者が意見を記入するところ」の記載は、当面の間不要になりました。

Q4 保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」や「就労制限通知書」等の提出は必要ですか？

A4 不要です。

Q5 新型コロナウイルス感染症治癒後ですが、事業主から感染拡大防止のため自宅待機を命じられました。自宅待機の期間は傷病手当金の対象になりますか？

A5 被保険者の疾病による労務不能とは認められないため、傷病手当金の対象とはなりません。